

平成18年度 まちづくり研修事業 を募集します

「まちづくり研修事業」は、南富良野町の未来に向けて豊で活力あるまちづくりを進めていくために、町民の皆さんが研修活動を行う費用の助成を目的とした制度です。

平成18年度のまちづくり研修事業について、下記の実施要領のとおり募集しますので、ぜひご利用ください。

実施要領

対象となる研修先

- ・国内に限定

対象となる事業

- ・地域づくりを推進するための研修事業
- ・情報化時代に対応するための研修事業

対象者等

- ・申請日現在で、本町に1年以上居住しており、事業実施後3年以上居住する見込みのある方。ただし、団体（グループ）による研修事業の場合、対象者は1世帯1名となります。
- ・1団体4名以内とします。
- ・過去5年の間に本事業の助成を受けた方は対象となりません。
- ・研修期間は、原則として15日以内です。
- ・町税を完納している方。

研修者の義務

- ・研修事業報告書の提出
- ・地域づくり、まちづくり活動の実践
- ・研修後の活動計画および活動報告の提出（研修後3年間）

助成額

- ・平成18年度の予算内で研修事業に要する対象経費の70%の範囲内で助成します。ただし、申請多数の場合は助成率を調整いたしますのでご注意ください。
- ・1人当たりの助成限度額は14万円です。

助成対象経費

- ・南富良野町を出発地として、研修地までの往復航空賃、汽車賃、バスなど乗物代の実費
- ・研修、視察、交流等経費、食費、宿泊費、滞在費、車両借上費用、技術習得等に要する経費、その他研修に必要とする経費

申請方法

平成18年度中の事業を計画されている方は、5月10日までに申請してください。

申請書の提出・問い合わせ先 企画課（企画振興係） ☎ 52-2115

町奨学資金の貸付のお知らせ

教育委員会（総務係）

☎ 52 2 2 1 1

教育委員会では、町内の高校生以上の在学者で、経済的事情などにより修学困難な方に対し、予算額の範囲内で奨学資金の貸付を行っています。

平成18年度の奨学資金の貸付を次のとおり募集しますので、ご利用ください。

貸付条件

- ・親権者もしくは、これに代わるべき者が町内に居住していること。

- ・成績優秀、素行良好で学業が推薦される者であること。

- ・経済的理由により、就学が困難な者であること。

貸付金額（在学期間中）

- ・高校生

月額 25,000円以内

- ・専門・専修学校生

月額 50,000円以内

- ・短期大学生

月額 50,000円以内

- ・大学生

月額 50,000円以内

高等工業専門学校に在学

する生徒にあつては、高校生および大学生に準じます。

償還方法

貸付終了月の翌日から起算して、1年を経過した後5年以内の償還となります。貸付の申請

希望される方は、「貸付申請書」に、「在学学校長の推薦書」、「成績証明書」、「住民票抄本」を添えて、4月20日(木)までに教育委員会あて提出してください。

「貸付申請書」、「在学学校長の推薦書」の用紙は、教育委員会と巡回窓口車やまびこ号に備え付けています。また、申請にあたっては、保証人（町内に居住し、独立の生計を営む成年者2人）が必要です。

詳しくは、お問い合わせください。

